

(様式第3号)

大野城市ハラスメント防止条例（案）に関するパブリック・コメント意見募集の結果

令和8年2月16日

総務財政部人事マネジメント課

- 1 結果の公表期間 令和8年2月16日 ～ 令和8年3月15日
- 2 結果の公表方法 ◇次の場所での閲覧
  - ・市ホームページ
  - ・市役所（3階人事マネジメント課、1階ホール、新館3階行政資料室）
  - ・各コミュニティセンター
  - ・大野城まどかぴあ（まどかぴあ図書館）
  - ・すこやか交流プラザ
  - ・青少年の居場所 ユープレ
- 3 その他必要な事項 議決された条例は、市ホームページで公表します。
- 4 意見募集の結果 提出された意見： 36 件  
(うち条例への反映 有：14件 無：22件)  
【提出された意見の概要】  
別紙のとおり  
【意見に対する考え方】  
別紙のとおり

(様式第3号)

項目(種類)	意見概要	意見に対する市の考え方
<p>文言の表現</p>	<p>P 1</p> <p>①2行目 起源として⇒起源に</p> <p>②4行目 異なる⇒多様な</p> <p>③8行目 関係性の中で⇒ 関係性のなかで</p> <p>④11行目 異なる⇒個性あふれる</p> <p>⑤16行目 認識の下⇒認識のもと</p> <p>⑥18行目 つくりあげる⇒ 創りあげる</p> <p>P 2</p> <p>⑦2行目 認識の下⇒認識のもと</p> <p>⑧8行目 関係性の中で⇒ 関係性のなかで</p> <p>⑨10行目 生活環境⇒ 生活・教育環境</p>	<p>【③、⑤、⑦、⑧について】</p> <p>常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に準拠した漢字使用に統一するため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>【①、②、④】</p> <p>他のご意見を受け、当該箇所を削除しています。</p> <p>【⑥、⑨について】</p> <p>頂いたご意見のとおり修正します。</p>
<p>文言の表現</p>	<p>第1条 3行目 市民及び就業者をはじめとする ⇒削除</p> <p>第3条 5行目 人格又は⇒個人の</p>	<p>頂いたご意見のとおり修正します。</p>
<p>名称他</p>	<p>ハラスメント根絶条例にし、市の強い決意を表現してほしい。併せて条例本文中の防止を根絶に置き換えてほしい。</p>	<p>頂いたご意見のとおり修正します。</p>
<p>名称他</p>	<p>ハラスメントが「人権侵害」である以上、市が目指すべきは単なる防止（予防）に留まらず、それを社会から排除する「根絶」を明文化してほしい。</p>	<p>同上。</p>
<p>名称他</p>	<p>ハラスメント根絶条例にしてほしい。</p>	<p>同上。</p>

(様式第3号)

前文	ハラスメントは人権侵害であるから許されないということを強く伝える必要があることから、条例のバランスを考え、前文を短くしてほしい。	頂いたご意見のとおり修正します。
前文	「まどかな心」という情緒的・主観的な言葉を、人権尊重の対局概念や理論的根拠として用いることは、条例としての普遍性と客観性を損なう恐れがあるため、「人権」や「個人の尊厳」という言葉を中心に添えて、再考してほしい。	同上。
前文	「まどか運動」等ではなく、市役所内部で発生したハラスメントについて、人権条例を生かすことが出来なかったのかを検討し、記載すべきではないか。	他のご意見を受け、当該箇所を修正しています。
第1条	3行目「市民および就業者」の前に、「市職員、」を入れてほしい。	他のご意見を受け、当該箇所を削除しています。
第2条	現在の構成は、立場ごとの責務の記述に重点が置かれすぎており、「誰に対しても、どのような関係性においても許されない」という普遍的な人権保護の視点が、個別具体的な記述の中に埋もれてしまっているため、基本原則に当該原則があらゆる場において、全ての者に対して等しく適用される旨を明記してほしい。	頂いたご意見のとおり修正します。
第3条	地方公務員法第3条の根拠条例を削除し、会計年度任用職員等に	他の条例との整合を図るため、修正はしないこととさせていただきます。

(様式第3号)

	ついて明記してほしい。	
第3条	市長は他の特別職と異なり、より責務が重いと考えるため、特別職については市長を除く旨を明記してほしい。また、第10条に市議会議員の責務と併せて、記載してほしい。	頂いたご意見のとおり修正します。
第4条	ハラスメントに該当する許されない行為（禁止行為）について、人格否定、差別的言動等を具体的に明記してはどうか。	第3条において、ハラスメントの定義付を行っております。具体的な禁止行為については、個別のハラスメント毎に指針等で設定していくことが望ましいと考えますので、修正しないこととさせていただきます。
第5条	パワハラ・セクハラ・モラハラ等の具体的な行為を定義し禁止行為を明記してほしい。	様々な種類の行為や現象を個別のハラスメントとして細分化し、定義することは、ハラスメントの範囲を限定し、誤って許容される危険性が危惧されます。また、新たなハラスメントが定義された際に、対応が遅れることも考えられるため、まずは、被害者の視点に立った包括的な定義付が必要と思料します。この包括的な定義を基に、今後、必要に応じて個別のハラスメントに対する指針を定めていくこととしております。これらのことを踏まえ、修正しないこととさせていただきます。
第5条	ハラスメントを一方向的に過小評価したり、見逃しや隠ぺいをしたりすることは許されないことを明記してほしい。	頂いたご意見のとおり修正します。
第5条	ハラスメント被害、相談窓口の設置等ハラスメント問題の解決のための措置が講じられなければならないことを明記してほしい。	第6条（市の責務）及び第8条（事業者の責務）において、必要な施策や措置を講ずることとしており、重複するため、修正はしないこととさせていただきます。
第5条	小都市の条例にはないが、不利益	頂いたご意見のとおり修正します。

(様式第3号)

	取扱いの禁止を明記してほしい。	
第5条	相談者、通報者の不利益取り扱いの禁止を入れてほしい。	同上。
第6条	教育は削除し、被害救済のための必要な施策を明記してほしい。財政上の措置はわざわざ書く必要はないため削除してほしい。	学校現場での児童生徒に対する教育等、必要な施策が考えられます。また、民間企業に従事する就業者等の被害者の救済に関しては、市が介入することに限界があるため、明記はしていません。なお、必要な財政上の措置を講ずることは、自治体としての必要な責務の一つであると考えています（他においても、必要な財政措置が十分に取られるようにしてほしい旨の意見を伺っています）。これらのことを踏まえ、修正しないこととさせていただきます。
第6条	市が行う啓発、教育、相談（支援体制含む）について、具体的な記載はないが「ハラスメントの防止に関する指針」に明記するのか。	指針の中で具体的な施策内容を検討することとしています。
第6条	重大事案発生時の対応について明記してはどうか。	同上。
第6条	相談窓口と被害者支援について、弁護士相談等ができるように、指針において、実行性のあるものとし、必要な財政措置が十分に取られるようにしてほしい。	市役所内で実際のハラスメントが発生した際の対応については、「大野城市職員のハラスメントの防止に関する規程」に基づき対応を行っており、処分や守秘義務等について、明記されています。今後、必要に応じて規程の改正や指針の作成を検討してまいります。なお、市民や事業者からの苦情の申し立て、相談等については、内容を精査の上、専門機関に繋ぐ等の対応を行うこととしております。
第6条	市の役割として、相談窓口の設置と再発防止措置等を明記してほしい。	本条例第6条において、「ハラスメントの防止に関する指針を定め、指針に基づき、ハラスメント防止の施策を実施する」「ハラスメント防止の施策を実施するため、必要な財政上の措置

(様式第3号)

		を講ずる」としており、ご提案いただいた内容も含め、市の責務を明記していることから、修正はしないこととさせていただきます。
第6条 第7条 第8条	今回条例を制定することになった経緯や責任の重さを鑑み、市長と市議会議員、市職員を市民より先にしてほしい。	頂いたご意見のとおり修正します。
第8条	第2項及び第3項の順序を入れ替えてほしい。	頂いたご意見のとおり修正します。
第8条	事業者の責務として、ハラスメント防止措置の義務と相談窓口の設置を明記してほしい。	本条例第8条において、「ハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組むとともに、市が実施するハラスメント防止の施策に協力する」、「就業者がハラスメントを受けた場合には、直ちに就業者の安全を確保するとともに、当該行為者に対し、必要かつ適切な措置を講ずる」、「就業者がハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずる」としており、ご提案いただいた内容も含め、事業者の責務を明記していることから、修正しないこととさせていただきます。
第9条 第10条 第11条	「常に高い倫理観を持ち」の一文は素晴らしいと思った。	浸透していけるよう、啓発等に努めてまいります。
第11条	「その他公務員」として、国県や他自治体の公務員にまで言及するのは僭越であるので、削除してほしい。	学校現場でのハラスメントを訴える他の意見もあることから、修正はしないこととさせていただきます。
その他全般	まずは、市職員・市議会議員のハラスメント防止条例を制定し、市・市議会にて一定の改善なり成果なりを確認した後に、対象を市民に広げた条例に改正すべきで	本条例第6条、第9条、第10条において、市、市職員、市議会議員の責務を明記しております。また、市は本条例の基本理念に則り、指針を定め、施策を実施することとしております。

(様式第3号)

	はないか。	
その他 全般	子どもの人権についてももう少し具体的な施策を入れてほしい。学校の現場で教員による生徒へのハラスメントが起きている。子ども達の心がしっかりと守られ、条例(案)に書かれている「まどか」なまちづくりのために、子ども達が「生まれてきてよかった」「大切にされている」と感じられるような施策を打ち出してほしい。	具体的な施策については、指針の中で検討を進めてまいります。まずは第11条(その他公務員の責務)について、教員への浸透を図ってまいります。なお、頂いた個別の案件については、教育委員会において、相談者のプライバシーの保護を徹底し、聞き取りによる事実確認を行った上で、適正に対応させていただきます。
その他 全般	市職員間でのハラスメント再発防止に向けた条例を想定していたが家庭を含む市民や事業者を巻き込んだ条例となっており、それはそれでいいのかも知れないが、対象者が広範囲になってしまっている。苦情の申し立てや相談窓口といった条項が欠けている。実際ハラスメントが発生した場合の対応はいかがなのか。罰則規定や秘密保護の項目は必要ないのか。	市役所内で実際のハラスメントが発生した際の対応については、「大野城市職員のハラスメントの防止に関する規程」に基づき対応を行っており、処分や守秘義務等について、明記されています。今後、必要に応じて規程の改正や指針の作成を検討してまいります。なお、市民や事業者からの苦情の申し立て、相談等については、内容を精査の上、専門機関に繋ぐ等の対応を行うこととしております。
その他 全般	市役所、事業者、地域、スポーツ界、文化面等、あらゆる団体の組織の中で、上下関係にハラスメントが顕著に見られる。組織の上部の人の考え方、接し方に問題があり、無意識にハラスメントが行われている。人権意識を高く持ち、人間関係の正常化を願う。スポーツ界や芸能界等、あらゆる分野	あらゆる分野におけるハラスメントをなくしていけるように、条例の啓発や施策の推進に尽力してまいります。

(様式第3号)

	<p>で、市民も含めて深く考えていただきたい。大野城市民が権利を侵害されることなく、対等な立場で、相互理解、認め合い、尊敬し合う「まどか」な町をつくりあげ、ハラスメントのない、誰も傷つけず市民一人ひとりを大切にする市を築いてほしい。</p>	
その他 全般	<p>条例案に制定の経緯や市の反省、決意を入れるべきではないか。</p>	<p>本条例は市民も含め、市全体でハラスメントを防止していくために制定するものであり、ワークショップにご出席いただいた皆様の意見を踏まえ、作成しております。</p>
その他 全般	<p>条例案作成の担当部署を変えて、抜本的に作り直した方が良い。</p>	<p>同上。</p>
その他 全般	<p>相談が可能で、調査権のある第三者委員会を常設してほしい。また、加害者が首長含めた三役の場合は、即時第三者委員会の取扱い案件としてほしい。</p>	<p>市役所内のハラスメント事案に対する第三者調査委員会の常設等については、別途、指針を策定する中で、必要性も含め、具体的な施策内容を検討することとしています。</p>
その他 全般	<p>加害者の処分として、退職金の返還と損害賠償の申立てを可能にしてほしい。</p>	<p>民法や地方公務員法等の法律を超越する内容の条例を制定することは難しいものと思料します。</p>